

令和3年4月27日

関係者各位

一般社団法人全国米麦改良協会

当協会は、東京都が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」に追加され、その後、緊急事態宣言が発令されている状況に鑑み、4月27日から当分の間、当協会の業務体制等を以下のとおりとさせていただきます。

何かとご不便をお掛けしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組みとしてご理解願います。

当面の業務体制

日	月	火	水	木	金	土
					事務所 閉所	